

広島県告示第三百六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和四年三月三十一日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	小池外一箇所（別表一のとおり）
広島県安芸高田市	有藤池（別表二のとおり）
広島県世羅郡世羅町	奥池（別表三のとおり）
広島県福山市	新池外四箇所（別表四のとおり）
広島県三次市	新池（別表五のとおり）

別表一から別表五までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。